

平成18年度
まちづくり基本条例検討委員会
第1回会議資料

日 時：平成18年10月7日（土）
午前9時30分から
場 所：熊谷市役所302会議室

まちづくり基本条例検討委員会 第1回会議次第

日時：平成18年10月7日（土）

午前9時30分

場所：熊谷市役所302会議室

1 開会

2 委嘱状の交付

3 あいさつ

4 自己紹介

5 講演

立正大学社会福祉学部教授 山口雅功先生

6 今後の進め方について

7 先例地事例の紹介

8 閉会

熊谷市まちづくり基本条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、熊谷市のまちづくりの基本理念のあり方、住民と行政の協働によるコミュニティづくりを定める条例素案を検討するため「熊谷市まちづくり基本条例検討委員会」(以下「委員会」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、この結果を市長に報告する。

- (1) 条例素案検討に関すること。
- (2) 第1条の設置の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、下記により構成し、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する

- (1) 学識経験者 1名
- (2) 公募に応募した者のうちから市長が適当と認める者 10名程度

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験者をもってあてる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

(任期)

第5条 委員の任期は、熊谷市まちづくり基本条例素案策定までとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、委員長に委員会の開催を求めることが出来る。
- 3 委員長は、必要があると認められる時は委員以外の者をまたは市職員の出席を求め意見を聞くことが出来る。

第7条 委員会の会議は公開とする。ただし、委員会の決定により非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合政策部企画課内において処理する。

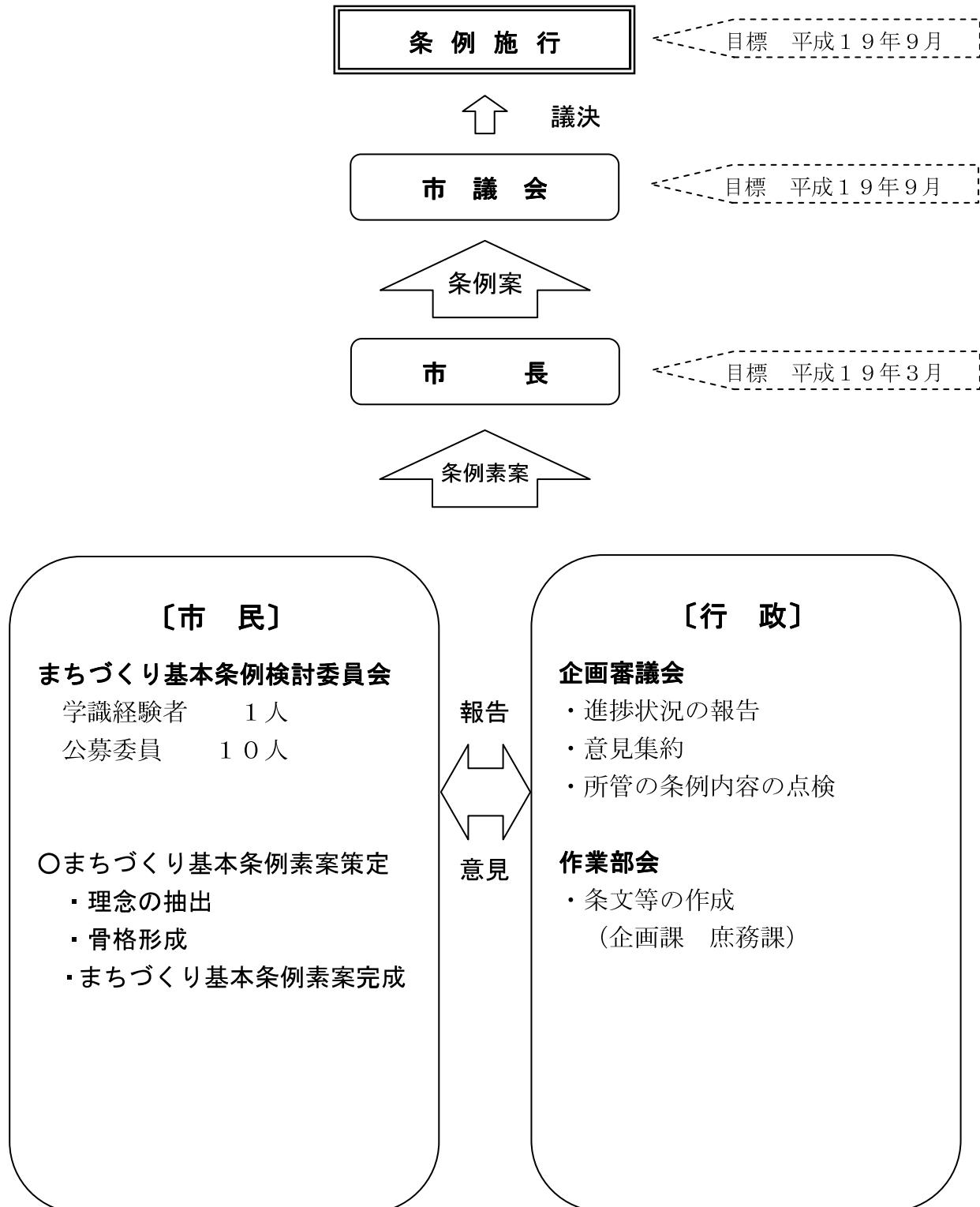
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月7日から施行する。

策定体制



熊谷市まちづくり基本条例検討委員会スケジュール（案）

回	開催日時	会 場	会議内容	備 考
1 開会行事	10月7日 9:30～ 12:00	土 本庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・市長あいさつ ・委員自己紹介 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・講演 立正大学社会福祉学部教授 山口雅功先生 ・今後の進め方、スケジュールについて ・先例地事例の紹介 ・まちづくり基本条例についてのフリーディスカッション ・その他 	資料：事前配布 宿：熊谷市の現状 <ul style="list-style-type: none"> ・優れている点 ・伸ばしたい点
2 骨格作り作業	10月14日 9:00～ 11:30	土 本庁舎	まちづくり基本条例骨格の検討（その1） <ul style="list-style-type: none"> ・先進事例を分析研究しこの条例の方向性を導く ・熊谷市の現状からまちづくり基本条例の方向性を導く ・この条例に盛り込むポイント（キーワード）の提案 	
3 前文作業	11月11日 9:30～ 12:00	土 大里行政センター	まちづくり基本条例骨格の検討（その2） <ul style="list-style-type: none"> ・この条例の形、骨格作りを行う 	宿：前文を考える
4	11月25日 9:00～ 11:30	土 本庁舎	まちづくり基本条例骨格の検討（その3） <ul style="list-style-type: none"> ・骨格作りから骨格（案）を完成 	条文化作業部会へ依頼
5 前文作業	12月9日 9:30～ 12:00	土 妻沼行政センター	<ul style="list-style-type: none"> ・前文私案の発表・検討（資料事前配布） ・各委員より前文私案またはキーワードの発表・説明 ・発表された私案、キーワードを文章化する① 	資料：事前配布
6	1月13日 9:00～ 11:30	土 本庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・前文原案の検討・確定 ・発表された私案、キーワードを文章化する② ・前文（案）を確定する 	
7 条文検討作業	2月3日 9:00～ 11:30	土 本庁舎	条文（案）の検討（その1） <ul style="list-style-type: none"> ・条文化作業部会より作成された条文原案を検討 	必要に応じ作業部会へ戻す
8	2月24日 9:00～ 11:30	土 本庁舎	条文（案）の検討（その2） <ul style="list-style-type: none"> ・条文化作業部会より作成された条文原案を検討 ・原案を確定する（必要に応じ次回に延長も） 	必要に応じ作業部会へ戻す
9 まとめ	3月10日 9:00～ 11:30	土 本庁舎	条例全体の見直し（その1） まちづくり基本条例素案の検討 （進捗状況により条文化作業の検討）	
10	3月24日 9:00～ 11:30	土 本庁舎	条例全体の見直し（その2） まちづくり基本条例素案の最終検討・完成	
	2007/3/	本庁舎	市長へ委員長から「熊谷市まちづくり基本条例素案」の提出	

資料 1

自治基本条例 先例地資料

【埼玉県内】

◎富士見市「富士見市自治基本条例」 平成 16 年 4 月 1 日施行 約 10 万人

前文

私たちのまち富士見市は、人間尊重と恒久平和を願い、市民の福祉の向上を基本として、日常生活を安全に、快適に送ることができ、市民だれもが富士見市に住んでよかったですと心から実感できるまちづくりを目指してきました。今日、地方分権が進展する中で、地方自治の本旨に基づき、私たちのまちのことは、私たちの知恵と力を出し合いながら意思決定をしていくという自立した自治体を創ることが求められています。そのために、市は、市民の豊かな創造性や社会経験がまちづくりに十分に活かされるよう多様な市民参加を進め、市民と市が、お互いの信頼関係のもとでそれぞれの役割と責任を担いながら、まちづくりのパートナーとして、共通の課題とともに考え、行動することが重要です。

こうした認識に立ち、市民自治をより大きく育て、分権型社会にふさわしい市民主権による明日の富士見市を切り拓く、活力あるまちづくりを進めるために、ここに富士見市自治基本条例を制定します。

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

目的、定義

第 2 章 基本原則（第 3 条—第 5 条）

情報の共有の原則、市民参加の原則、協働の原則

第 3 章 市民の権利及び責務（第 6 条・第 7 条）

市民の権利、市民の責務

第 4 章 市議会、市等の責務（第 8 条—第 11 条）

市議会の責務、市の責務、市長の責務、市職員の責務

第 5 章 市民参加及び協働のまちづくりの推進（第 12 条—第 16 条）

市民参加手続、市民意見提出手続、審議会等への参加、市民参加及び協働の推進、自主的なまちづくり活動の促進

第 6 章 市政運営（第 17 条—第 25 条）

計画的な総合行政、情報の公開、説明責任、応答責任、個人情報の保護、適正な行政手続、市民投票制度の活用、行政評価、健全な財政運営

第 7 章 条例の位置付け（第 26 条・第 27 条）

条例の位置付け、条例の見直し

第 8 章 雜則（第 28 条）

委任

◎草加市「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」 平成16年10月1日施行
約24万人

前文

私たち草加市民は、このまちと人を愛し、デモクラシーの精神にのつとり、このまちが「市民の市民による市民のため」の存在であることを自覚し、すべての市民の自由と平等と公正を保障する「だれもが幸せなまち」をつくります。

市民、市議会、市が市民自治を原則として、それぞれが主体的に次代をも見据えたまちづくりを行うため、ここに草加市みんなでまちづくり自治基本条例を制定します。

第1章 総則(第1条・第2条)

目的、定義

第2章 基本方針と基本原則(第3条—第5条)

基本方針、パートナーシップによるまちづくりの7つの原則、条例の位置づけ

第3章 市民の権利と責務(第6条・第7条)

市民の権利、市民の責務

第4章 議員と市議会の責務(第8条・第9条)

議員の責務、市議会の責務

第5章 市長と市の責務(第10条・第11条)

市長の責務、市の責務

第6章 市政運営(第12条—第17条)

説明責任・応答責任、情報の公開と共有、個人情報の保護、パブリックコメント、審議会委員などの公募、評価の実施

第7章 まちづくりの環境整備(第18条—第22条)

人材の育成、組織づくり、基金などの設置、拠点・ネットワークづくり、まちづくり支援団体

第8章 まちづくりの参画手続(第23条—第26条)

まちづくりの相談、まちづくり活動の登録など、まちづくり計画の提案、みんなでまちづくり会議

第9章 住民投票(第27条・第28条)

住民投票、住民投票の発議・請求

第10章 条例の検証(第29条)

第11章 委任(第30条)

◎久喜市「久喜市自治基本条例」 平成16年9月30日施行 約7万人

前文

久喜市は、関東平野のほぼ中央に位置し、平坦で豊かな自然に恵まれた地域として、提灯祭等多彩な伝統と文化を育み、今日に受け継いでいる。

私たちは、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指し、市民憲章の制定、人間尊重・平和都市宣言等を通じ、様々な取組を行い、よりよい久喜市をつくるための努力を積み重ねてきた。

しかし、21世紀を迎える久喜市を取り巻く社会環境は大きく変貌しつつある。これまでの中央集権型の行政から地方分権型の行政への移行に伴い、地方自治の再構築が要請されており、また、少子高齢化の進行、高度情報化の進展、社会の成熟化による住民意識の多様化等は、住民生活に直結する福祉、教育、環境等の様々な行政課題の見直しや改革を迫るものとなっている。

このような認識の下に、市は、市民の信託にこたえるため、市民に開かれた市政運営を行い、私たち市民は、自らが市政に参画し、市と協働して、共に地域社会を築き上げていかなければならない。

市民と市は、新しい公共の原則に基づき、共に力を合わせて公共の領域を担い、そして個人の人格を互いに尊重し、認め合いながら平和で暮らしやすい地域社会をつくり、次世代に受け渡していくことを誓う。

ここに、久喜市の市政運営の基本原則とその仕組みを明らかにし、久喜市政の全般にわたる指針として、この条例を制定する。

第1章 総則(第1条・第2条)

目的、定義

第2章 基本原則(第3条)

第3章 市民の権利及び責務(第4条・第5条)

市民の権利、市民の責務

第4章 市等の責務(第6条—第8条)

市の責務、市長の責務、職員の責務

第5章 市政運営(第9条—第15条)

総合振興計画の策定と進行管理、行政手続、説明責任、意見、要望、苦情等への対応、行政評価、健全な財政運営、審議会等

第6章 議会等の責務(第16条・第17条)

議会の責務、議員の責務

第7章 情報の公開及び共有(第18条—第20条)

情報の公開及び共有、個人情報の保護、情報の有効活用等

- 第8章 コミュニティ活動の推進(第21条)
- 第9章 参画及び協働(第22条—第24条)
 - 参画及び協働の推進、住民投票、市民意見提出制度
- 第10章 広域的な連携及び協力(第25条・第26条)
 - 国及び他の地方公共団体との連携及び協力、国際社会との交流及び連携
- 第11章 自治基本条例委員会の設置(第27条)
- 第12章 この条例の位置付け等(第28条・第29条)
 - この条例の位置付け、この条例の見直し

◎秩父市「秩父市まちづくり基本条例」 平成17年5月24日施行 約7万人

前文

奥秩父に源を発する荒川の清流と緑豊かな秩父連山に囲まれた秩父市は、和銅の時代より多くの人々の努力が積み重ねられ、近年の織物業、セメント業の隆盛の上に発展し、さらに、先人の願いが祭や札所をはじめとする民俗行事・民間信仰を生み、多くの人が訪れるまちとしても栄えてきました。

わたしたち市民は、歴史、経済、文化など先人の知恵と努力を誇りに思い、わたしたちを育んできた豊かな自然環境を守り、市民が主体となつた、持続可能な、明るく豊かに暮らせる活力のあるまちづくりを目指していきます。

そのためには、すべての市民が連携し、市民と市が情報を共有し、協働によるまちづくりを進めていかなければなりません。

わたしたち市民は、以上のような認識のもとに、責任ある発言と行動することを誓い、この条例を制定します。

- 第1章 総則(第1条・第2条)
 - 目的、用語の定義
- 第2章 基本理念(第3条)
 - 基本理念
- 第3章 まちづくりの基本原則(第4条—第6条)
 - 情報共有の原則、参画の原則、協働の原則
- 第4章 情報の共有(第7条—第10条)
 - 情報共有のための責務及び権利、説明責任、意見・提言等の反映、情報の収集及び管理

- 第5章 まちづくりへの参画(第11条—第13条)
まちづくりへの参画、まちづくりにおける市民の責務、男女共同参画によるまちづくりの推進
- 第6章 コミュニティ(第14条)
コミュニティの役割と育成
- 第7章 市と市議会の役割と責務(第15条—第18条)
まちづくりにおける市長の責務、まちづくりにおける市議会の責務、まちづくりにおける市職員の責務、組織
- 第8章 協働(第19条—第21条)
まちづくり計画の策定、市民参画の手続き、審議会等への参加
- 第9章 財政(第22条)
財政状況の公表
- 第10章 評価(第23条)
評価の実施
- 第11章 住民投票(第24条)
住民投票の実施
- 第12章 連携(第25条・第26条)
市民以外の人々との連携、広域的な連携
- 第13章 この条例の位置付け及び見直し(第27条・第28条)
この条例の位置付け、この条例の見直し

【県 外】

◎兵庫県宝塚市「宝塚市まちづくり基本条例」 平成14年4月1日施行
約22万人

前文

宝塚市は、武庫川の清流と六甲・北摂の豊かな山なみに象徴される素晴らしい自然環境に恵まれ、また、この豊かな自然環境と先人が培ってきた歴史と文化の息づく都市の景観が調和した美しいまちとして知られています。

私たちは、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指し、この美しい宝塚が「住み続けたい、訪れてみたいまち」となるようにしていかなければなりません。

そのためには、地方自治の本旨にのっとり、地方分権の時代における新たな自治を確立するとともに、生活者である市民の立場からまちづくりを進めていかなければなりません。

また、まちづくりは、市民と市の協働を基本とし、市民の持つ豊かな創造性、知識、社会経験等が十分に生かされることが必要です。

このような認識の下に、市民と市がまちづくりの基本理念を共有し、協働のまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

第1条 目的

第2条 まちづくりの基本理念

第3条 市の責務

第4条 市長の責務

第5条 職員の責務

第6条 市民の権利と責務

第7条 説明責任

第8条 情報の共有

第9条 情報の公開及び提供

第10条 個人情報の保護

第11条 行政手続

第12条 総合的な市政の推進

第13条 他の地方公共団体等との連携

第14条 総合計画等

第15条 行政評価

第16条 財政の仕組み

第17条 市民投票

第18条 条例の位置付け

◎神奈川県大和市「大和市自治基本条例」 平成17年4月1日施行 約22万人

前文

大和市の市民、市議会及び市長は、これまでそれぞれの立場で理想を追求することで、地域社会の発展に努めてきました。

21世紀を迎えた今日、先人が積み重ねてきた歴史、培ってきた文化、守り育ててきたかけがえのない自然などの貴重な財産を次世代に引き継ぎ、多様で個性豊かな地域社会を実現していくためには、自治の担い手である私たち市民、市議会及び市長は、英知を結集し、役割を分担し、それぞれの責任を果たし、そして協力していかなければなりません。

そのために、日本国憲法で保障された地方自治の本旨にのっとり、市民とその信託を受けた市議会、市長との間で、将来にわたり共有すべき考え方や自治を実現していくための仕組みを自ら定めることが必要です。

「大きく和する」という願いをその名に込めた大和市では、市民一人ひとりが個人として尊重されること及び自らの意思と責任に基づいて自己決定することを自治の基本理念とし、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて努力を重ねていかなければなりません。

ここに私たちは、大和市における自治の基本理念を共有し、自治の更なる進展のために自治基本条例を制定します。

第1章 総則(第1条—第3条)

目的、最高規範性、定義

第2章 自治の基本原則(第4条—第8条)

参加及び協働の原則、情報共有の原則、法令の自主解釈、財政自治の原則、対等及び協力の原則

第3章 市民

第1節 市民(第9条—第11条)

市民の権利、市民の責務、子ども

第2節 地域コミュニティ(第12条)

地域コミュニティ、

第4章 市議会(第13条・第14条)

市議会の責務、市議会議員の責務

第5章 市長(第15条・第16条)

市長の責務、市職員の責務

第6章 行政運営の原則

第1節 総合計画(第17条)

総合計画

第2節 執行機関(第18条—第25条)

運営原則、執行機関の組織、行政評価、説明責任、情報公開、個人情報の保護、行政手続、出資法人に対する指導等

第3節 財政(第26条—第28条)

財政の健全性の確保、財産管理、財政状況等の公表

第7章 厚木基地(第29条)

第8章 住民投票(第30条・第31条)

住民投票、住民投票の請求等

第9章 その他(第32条・第33条)

他の自治体との連携、委任

◎大阪府岸和田市「岸和田市自治基本条例」 平成17年8月1日施行
約20万人

前文

私たちは、茅渟の海から和泉葛城の山に至る美しく豊かな自然に対して深い愛着を抱いています。青い海と空をこよなく愛し、水の恵みと大地の実りへの感謝の気持ちを忘れず、その源となる山々への畏敬の念を胸に強く刻み込んできました。

私たちのまちは、この恵まれた地勢をいかした農業や林業、水産業を中心しながら、一方で、地場産業を育み、工業化を進め、都市として発展してきました。

また、城下町としての歴史と伝統が息づき、だんじり祭りをはじめとした伝統行事や民俗文化が継承されてきています。

私たちは、いにしえより先人たちが守り続けてきたこれらの自然と、起こし育ててきた産業や伝統、培われてきた文化を受け継ぎ、次世代へ引き継いでいかなければなりません。

これらを礎しながら、平和を願い、次代を担う子どもたちを育み、それぞれの責任と役割を自覚し、助け合いながら、一人ひとりの命の尊さや人間の尊厳を認識し、すべての人権を尊重する豊かなまちづくりに取り組んでいきます。

私たちは、市民が自治の主体、市政の主権者であることを認識し、自らの地域は自らの手で築いていこうとする意思を明確にし、自ら考え、行動することで、常に安心していくまでも住み続けることができる、個性豊かな持続性のある地域社会、すなわち「市民自治都市」の実現を目指します。

今、ここに「市民自治都市」を実現していくための基本原理として岸和田市自治基本条例を制定します。

第1章 総則(第1条—第3条)

目的、定義、基本原則

第2章 市民及び事業者の権利及び責務(第4条—第7条)

市民の権利、市民の責務、事業者の権利、事業者の責務

第3章 市議会（第8条—第10条）

議会の権能、議会の責務、議員の責務

第4章 市長、他の執行機関及び職員の責務（第11条—第13条）

市長の責務、他の執行機関の責務、職員の責務

第5章 コミュニティ活動（第14条・第15条）

コミュニティ活動、地区市民協議会

第6章 協働及び参画（第16条—第20条）

協働、参画、意見聴取制度、審議会等の運営、住民投票

第7章 市政運営の原則（第21条—第29条）

情報の共有、個人情報の保護、説明責任、総合計画、組織、法務、財政、

行政評価、外部機関その他第三者による監査

第8章 国、大阪府、他の地方公共団体及び関係機関との関係（第30条・第31条）

国及び大阪府との関係、他の地方公共団体及び関係機関との関係

第9章 最高規範性（第32条）

最高規範性

第10章 条例の見直し等（第33条・第34条）

条例の見直し、その他

◎東京都三鷹市「三鷹市自治基本条例」 平成18年4月1日施行 約22万人

前文

主権者である市民の信託に基づく三鷹市政は、参加と協働を基本とし、市民のために行われるものでなければならない。

市民にとって最も身近な政府である三鷹市は、市民の期待に応え、市民のためのまちづくりを進めるとともに、まちづくりを担う多くの人々が、参加し、助け合い、そして共に責任を担い合う協働のまちづくりを進めることを基調とし、魅力と個性のあふれるまち三鷹を創ることを目指すものである。

三鷹市は、文人たちも愛した緑と水の豊かなまちであり、これまでの歩みの中でも市民生活の向上に積極的に取り組むなど、常に先駆的なまちづくりを進めてきた。

私たち市民は、郷土三鷹を愛し、自然と文化、歴史を大切にし、誇りに思える地域社会を築くとともに、世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした市民自治を確かなものとし、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨をこの三鷹において実現するために、三鷹市の最高規範として、ここにこの条例を制定する。

- 第1章 総則（第1条—第3条）
目的、定義、条例の最高規範性
- 第2章 市民及び市民自治（第4条—第6条）
地域における市民の権利、責務等、事業者等の権利、責務等
- 第3章 市議会（第7条・第8条）
市議会の役割、責務等、市議会の立法活動、調査活動等
- 第4章 執行機関（第9条—第11条）
市長の責務、執行機関の連携及び協力、補佐職の設置等
- 第5章 市政運営（第12条—第28条）
市の率先行動の基本原則、基本構想及び基本計画の位置付け等、情報公開等、個人情報の保護、パブリックコメント、説明責任、要望、苦情等への対応、オンブズマン、職員及び組織、適法・公正な市政運営、政策法務、行政サービス提供の基本原則、自治体経営、行政評価、監査、出資団体等、危機管理
- 第6章 参加及び協働（第29条—第35条）
計画の策定過程等、市民会議等の設置及び運営、コミュニティ活動、協働のまちづくり、学校と地域との連携協力、出資団体及び他の官公庁との連携等、住民投票
- 第7章 政府間関係（第36条—第38条）
国、東京と等との政府間関係、他の自治体との連携、海外の自治体との連携及び国際交流の推進

◎群馬県太田市「太田市まちづくり基本条例」 平成18年4月1日施行
約21.8万人

前文

太田市は、歴史に名を残す先人はもとより、そこに住む人びとの活力と英知によつて育まれてきました。各地に人権意識の高い先達が存在したことわたくしたちの誇りです。

わたしたちは、太田市の歴史と文化を財産として引き継ぐとともに、多くの国の文化と共生する地域の特性を生かしながら、人と自然環境と産業が調和した、だれもが暮らしやすいまち、誇りのもてるまちをつくることをめざします。

子どもからお年よりまで一人ひとりがまちづくりの主役であり、担い手です。わたしたちは、自らの責任を自覚し、参画と協働のまちづくりをすすめるために、この条例を制定します。

- 第1章 総則（第1条—第3条）
目的、条例の最高規範性、言葉の意味
- 第2章 まちづくりの基本原則（第4条）
基本原則
- 第3章 情報の共有（第5条—第8条）
情報への権利、説明責任、情報の収集及び管理、個人情報の保護
- 第4章 参画と協働の市政運営（第9条—第12条）
参画と協働、参画への保障、協働、意見公募
- 第5章 財政（第13条—第19条）
財政状況の公表、財政に係る中長期計画の策定、予算の編成と執行、予算の説明責任、決算内容の説明責任、財産の管理、財政改革のための委員会
- 第6章 評価（第20条）
評価の実施
- 第7章 住民投票（第21条）
住民投票
- 第8章 地域コミュニティ（第22条・第23条）
コミュニティの役割、住民自治組織
- 第9章 行政および議会の役割と責務（第24条—第26条）
市長の役割と責務、行政の役割と責務、議会の役割と責務
- 第10章 安全で安心して暮らせるまちづくり（第27条・第28条）
安全安心の環境整備と防犯活動、危機管理
- 第11章 やさしさと思いやりのあるまちづくり（第29条—第31条）
子育てと子どもにやさしいまちづくり、青少年に対する環境整備と育成、高齢者、障がい者が暮らしやすいまちづくり
- 第12章 環境と共生する豊かなまちづくり（第32条・第33条）
環境と共生するまちづくり、活力ある豊かなまちづくり
- 第13章 連携と交流（第34条—第36条）
近隣市町村との連携と交流、国及び県との連携、国際交流と連携
- 第14章 条例の見直しと検討（第37条）

◎群馬県伊勢崎市「伊勢崎市市民参加条例」 平成18年4月1日施行
約21万人

前文

私たち伊勢崎市民は、先人が努力し育んできた郷土に感謝し、豊かな自然、歴史や文化を活かしたまちづくりを進めます。

まちづくりには、市民と市がともに考え、ともに歩み、市民の経験と知恵を市政に反映することが重要となります。

そのため、私たち伊勢崎市民と市は、情報を分かち合い、信頼関係を築き、協力して地域社会の発展に取り組むことができる仕組みを確立しなければなりません。

そこで、「世界に誇れるまち」の実現をめざし、ここに伊勢崎市市民参加条例を定めます。

第1章 条例の基本となること(第1条—第4条)

条例の目的、用語の意味、市民の役割、市の役割

第2章 条例の中心となること

第1節 市民参加の対象、方法や時期(第5条—第7条)

市民参加の対象、市民参加の方法、市民参加の時期

第2節 市民参加の方法の説明(第8条—第14条)

審議会、協議会や委員会、パブリックコメント手続、市民会議、市民対話説明会、市民アンケート、法律などで実施するもの、非公開とするものの

第3節 市民参加で出された意見への対応(第15条)

市民参加で出された意見への対応

第3章 その他のこと(第16条・第17条)

市民参加の取り組みの公表、規則で定める事項

資料2

先例地の条例内容一覧表

	富士見市	草加市	久喜市	秩父市	兵庫県宝塚市	神奈川県大和市	大阪府岸和田市	東京都三鷹市	群馬県太田市	群馬県伊勢崎市
条例名	自治基本条例	みんなでまちづくり自治基本条例	自治基本条例	まちづくり基本条例	まちづくり基本条例	自治基本条例	自治基本条例	自治基本条例	まちづくり基本条例	市民参加条例
制定日	平成16年3月22日	平成16年6月18日	平成16年9月30日	平成17年5月24日	平成13年12月25日	平成16年10月7日	平成16年12月10日	平成17年10月1日	平成17年12月26日	平成18年3月27日
人口	約10万人	約24万人	約7万人	約7万人	約22万人	約22万人	約20万人	約17万人	約22万人	約21万人
1 目的	市民の市政への参加並びに市民及び市の協働を基調とした本市の自治の基本となる事項を明らかにすることにより、市民の知恵と力を生かした豊かな自治の推進を図ることを目的とする。	草加市における市民自治の実現とパートナーシップによるまちづくりを進めため、市民、市議会、市の関係やそれそれ役割と責務を明らかにし、自治の基本原則を定めることにより、協働のまちづくりを推進し、個性豊かで活力に満ち、だれもが安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。	久喜市における市政運営の基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務並びに市政への参画及び協働の仕組みに関する基本的事項を定めることにより、協働のまちづくりを図り、明るく豊かで活力に満ちた地域社会を実現することを目的とする。	市民と市が協働したまちづくりの基本理念を示すことで、本市の自治の推進を図り、明るく豊かで活力に満ちた地域社会を実現することを目的とする。	本市のまちづくりの基本理念(以下「自治の基本理念」という。)にのつとり、本市における自治の基本原則並びに市民の権利及び責務、市議会及び市長の責務並びに行政運営の原則を定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。	前文に掲げた自治の基本理念を明らかにするとともに、市民と市の協働のまちづくりを推進するための基本的な原則を定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。	岸和田市における自治の基本理念と基本原則及び自治機構と自治運営の基本的な仕組みを定め、市民の信託に基づく市議会及び市長等の役割と責任を明らかにするとともに、市民に関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、もって自立した地域社会を実現することを目的とする。	三鷹市における自治の基本理念と基本原則とともに、市民及び事業者の権利及び責務並びに市長及び議会の機能及び責務を明確にするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、市民自治都市を実現し、市民福祉の向上を目指すことを目的とする。	太田市の将来に夢と希望のもてるまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、市民の権利と責任を明らかにし、市民、市議会及び行政が協働することにより安心して生活できる環境と豊かでやさしいまちづくりの実現を図ることを目的とする。	市民参加の基本的なことを決めるこにより、一層の市民参加を推進し、伊勢崎市がゆたかで活力あるまちとして発展することを目的とします。
2 定義	市民、市民参加、協働	市民、市民自治、参画、まちづくり、パートナー・シップ	市民、参画、協働、新しい公共の原則、コミュニティ	市民、参画、協働、コミュニケーション、まちづくり		市民、執行機関、市、協働	市民、事業者、参画、協働	市民、事業者等、市長等、市	市民、市の執行機関、参画、協働	市民参加、市
3 基本理念	市民参加協働	市民参画、自立と自律、市民主体 7つの原則…主体性、対等性、協調性、柔軟性、公開性、普遍性、発展性 参画及び協働	自主的かつ自立的なコミュニケーションの形成 循環型の地域社会 市民参画の機会拡充 相互に信頼し、尊重し合い、協働する	安心安全、子ども、歴史・文化、自然環境、活力 参画及び協働 参画についてお互いが平等であることを認識	協働を基本として…安心安全、心豊かな、環境にやさしい、にぎわいと活力	それぞれの責務に基づいて参加し、協働する 法令の自主解釈及び運用 財政自治の原則	市政への参画の機会が保障される 協働してまちづくりを行う 公益的活動は、自主性を基本とし尊重される		平等に参加を保障 協働 健全な財政運営 安全安心、やしさといやり、環境と共生する	市民参加の対象、方法、時期を規定
4 基本人権			人権を認め合う 男女は、互いに認め合い、責任を分かち合う	基本的人権の尊重 まちづくりへ男女が共同で参画する	すべての市民の人権が尊重される		一人ひとりの人権を尊重		一人ひとりの人権を尊重 男女共同参画社会の実現	
5 情報	情報共有 情報公開と情報提供の充実 個人情報の保護	積極的な情報公開 情報共有 個人情報の保護	情報共有 個人情報の保護 情報を有効に活用し、適切に管理する	情報共有 情報公開 個人情報の保護 情報収集、整理、保存	情報共有 情報を積極的に公開・提供 個人情報の保護	情報共有 情報公開 個人情報の保護	情報共有 情報公開及び情報提供 個人情報の保護	積極的な情報公開及び情報提供 個人情報の保護	情報共有 情報の収集及び管理 個人情報の保護	情報提供 説明責任
6 広報・広聴	パブリックコメントの実施 説明責任、応答責任 行政評価と財政状況の公表	説明責任、応答責任 パブリックコメントの実施 行政評価の実施と結果の公表	説明責任 行政評価の実施と結果の公表 財政状況の公表 市民意見提出制度の確立に努める	説明責任 市民の意見、提言等を反映する 財政状況の公表 行政評価の実施	説明責任 行政評価と財政状況の公表	行政評価と財政状況の公表 説明責任 意見等に対する速やかな応答	パブリックコメントの実施 説明責任 財政状況の公表 行政評価の実施・公表	パブリックコメントの実施 説明責任 行政評価の実施・公表	説明責任 パブリックコメントの実施 財政状況の公表 行政評価の実施・公表	パブリックコメントの実施 市民会議の設置 市民対話説明会、アンケート等の実施
7 基本構想	基本構想に基づいた総合的かつ計画的な市政運営に努める	基本構想、基本計画に基づきまちづくりを進め	総合的かつ計画的な市政運営に努める定期的な進行管理と新たな需要に対応した見直し	市民と市が協働して策定し、新たな課題に対応できるよう継続的に検討を加える効果的な市民参画の手続きをとる	まちづくりの基本理念に則り策定し、他の計画も総合計画に即して策定	自治の基本理念にのつどり定める	この条例の基本理念に則り策定する常に検討を加え、必要に応じて見直す	基本構想、基本計画、個別計画の整合及び連動	財政健全化を維持 市民参画による立案 適切な見直し	
8 まちづくり委員会		みんなでまちづくり会議の設置 市政への反映	自治基本条例委員会の設置							
9 附属機関の構成等	委員の全部または一部を公募により選任する	公募の委員を加える	委員の全部または一部を公募により選任する男女の均衡に配慮する公開する	公募の委員を加える			委員の一部を公募により選任する公開する	委員公募、男女比、年齢構成、選出区分等を考慮する公開する		委員の一部を公募により選任し、男女比、年齢構成等を考慮する公開する
10 市民活動の支援	市民による自主的なまちづくり活動を支援する	基金の設置 まちづくりの拠点やネットワークづくり まちづくり支援団体の設置・支援 まちづくり活動の登録	市民は、コミュニティ活動に自発的に参加する市は、コミュニティ活動を支援する	コミュニティの役割を尊重し、その活動を守り、育てる		コミュニティが自治の担い手であることを認識し、守り育てる 自主性及び自立性の尊重 活動支援	コミュニティ活動の役割を尊重しながら適切な措置を講じる 地区市民協議会を設立できる	活動拠点の環境整備や支援を行う	コミュニティが自治の担い手であることを認識し、守り育てる 自主性及び自立性の尊重 活動支援	

	富士見市	草加市	久喜市	秩父市	兵庫県宝塚市	神奈川県大和市	大阪府岸和田市	東京都三鷹市	群馬県太田市	群馬県伊勢崎市	
11 市民の権利	市政に参加する情報を知る 考え方行動するために学ぶ	意見を表明し提案する情報を知る 行政サービスを等しく受ける	市政に参画する情報を知る 行政サービスを等しく受ける	まちづくりに関する施策に参画する 情報の提供を受ける	情報を探る まちづくりに参加する	安全安心な生活を営む政策形成等の過程に参加する 情報を知る 行政サービスを受ける	情報を知る 市政に参画する	地域活動組織をつくり活動できる 市政に参加する サービスを受ける	情報を取得 まちづくりに参加する		
12 市民の責務	まちづくりに参加する技術・能力等をまちづくりに還元する	発言と行動に責任を持つ 権利を濫用しない	主体的にまちづくりに参加し、豊かな地域社会の形成に努める	自らの発言と行動に責任を持つ	主体的にまちづくりに取り組む	互いに尊重し、協力し、自治を推進する 自らの発言と行動に責任を持つ 環境の保全	自らの発言と行動に責任を持つ 環境の保全	自らの発言と行動に責任を持つ 男女が共同して取り組む 緊急時には地域で相互に助け合う	自分の意見と行動に責任を持って積極的に市民参加に努める 特定の個人や団体の利益にかたよらない		
13 議会・議員	市政運営について調査・監視する	審議能力、政策提案能力を高める 市の政策水準の向上や行政運営の円滑化に努める	開かれた議会運営により、市民の意思を反映されるよう努める 議員は、誠実にその職務を執行する	市民の意思が行政に反映されるよう努める		開かれた議会運営、説明し、応答する責務 個人情報の保護と情報公開 誠実に職務を執行	市民の意思が行政に反映されているか監視しけん制 開かれた議会運営 市民への説明	事案の決定、市政の監視及びけん制 市民に開かれた議会運営 立法活動、調査活動等を積極的に行う	市政運営を監視 政策提案、立法活動に努め誠実に職務執行		
14 市	参加機会を拡充する 意見・提案を市政に反映する 情報及び学習機会の拡充 適切かつ効果的な市民参加の手続 市民参加及び協働による事業の推進とその体制整備 適正な行政手続	市民の参画を進める パートナーシップによる まちづくりのための施策 実施 人材育成、職員の育成	最小経費で最大効果 市民の意見を把握し、市政に反映 計画的で効果的かつ総合的な行政運営 簡素で効率的な組織編制 意見、要望、苦情等の迅速かつ誠実な処理 透明で公正な行政手続の確保	市の組織は、わかりやすく機能的のものとし、柔軟に編成する	市民、地域コミュニティとの協働・活動の支援 基本理念に掲げるまちづくりを推進するための施策を講じる 基本理念を実現するため、総合的な市政運営に努める 公正の確保と透明性の向上、市民の権利利益の保護	子どもが健やかに育つ 環境づくり 総合的かつ計画的 公正で透明性が高い 市民参加の推進 市民に分かりやすく効率的、機能的な組織 行政手続を定める 出資法人への指導助言 財政の健全性の確保 財産の管理運用	市民が参画する機会を保障する 分かりやすく簡素で機能的な組織 率先行動の基本原則 法令解釈は、自主的かつ適正に 外部機関に監査させることができる	市長の調整のもと、一 体として行政機能を発揮する 率先行動の基本原則 要望、苦情等に的確に対応、結果を回答 職員等の能力が発揮されるよう努める 積極的な法務行政 学校と地域の連携協力	多様な参画制度を整備する 市民、市議会との協働 安全安心の環境整備と防犯活動 総合的かつ機動的な危機管理体制の確立	市民参加の機会づくりと意見の反映 市民参加制度の充実 市民参加での良い意見を市政に生かす 市民参加の実施予定と実施状況の公表	
15 市長	公正かつ誠実な市政運営	公正かつ誠実な市政執行	誠実な市政執行	公正かつ誠実に職務に精励する 参加する権利を保障し、機会を確保する 職員の人材育成と適正配置に努める 健全な財政運営 危機対応の体制整備	市民の知る権利及び参加する権利を保障し、そのための施策を講じる 協働のまちづくりの仕組みづくり 職員の人材育成	効率的な行政運営 職員の能力向上	公正かつ誠実に職務を執行 職員の指揮監督と適正配置 持続可能な財政運営	公正かつ誠実に市政運営 補佐職を設置することができる 三鷹市総合オブズマンを設置	総合計画を踏まえた予算 予算、決算の説明責任 財産管理と運用 公正かつ誠実に職務を執行		
16 職員	市民との信頼関係の向上に努める 能力の開発及び向上に努める		知識・技能等の向上を図り、誠実かつ効率的に職務を遂行する	市民との信頼関係の向上に努める 能力の開発及び向上に努める	まちづくりの基本理念に則り、公正かつ能率的に職務を遂行する 知識・技能等の向上に努める	誠実かつ公正に職務を執行を遂行する 知識、技術の向上	公正かつ誠実で効率的に職務を執行 創意工夫に努める	誠実、公正かつ能率的な職務執行	誠実、公正かつ能率的な職務執行 知識、技能等の向上		
17 住民投票	市民投票制度の活用に努める	住民投票結果を尊重選挙権有する者が請求ができる 議員及び市長は発議できる	住民投票結果を尊重	説明責任を果たした後に制度を設けることができる	市長は、住民投票を実施することができる	市長は、住民投票を実施できる 結果を尊重する 16歳以上の者と市議会が請求できる 市長は発議できる	18歳以上の者が請求できる 住民投票結果を尊重	18歳以上の者が請求できる	より多くの市民が発議できる制度を定める 結果を尊重する		
18 条例の位置付け	最大限尊重	最高規範とし尊重	最高規範とし最大限尊重	最大限尊重	最大限尊重	最高規範として尊重	最高規範として誠実に遵守	最高規範として尊重	上位規範であり尊重		
19 条例の改正	5年を超えない期間ごとに見直す	5年以内ごとに検証する	必要に応じ見直す	5年を超えない期間ごとに見直す			5年を超えない期間ごとに検討	不断の見直し及び検証を行い将来にわたり条例を発展させる	4年を超えない期間ごとに市民主体の組織を設け検討		
20 他の地方公共団体等との連携			国、県及び関係地方公共団体との連携及び協力 国際社会との交流及び連携	市民以外の人とも連携 国、県及び関係地方公共団体との連携 国際交流	関係する地方公共団体等との連携及び協力	国と対等の立場で強力 他の自治体と相互に連携協力	国及び府との適切な役割分担 関係する地方公共団体等との連携及び協力に努める	他の官公庁等との連携 (海外含む) 国、都との適切な関係の確立	近隣市町村と連携 国、県と相互に協力、連携 国際交流と連携、支援		